

この資料は、交通安全教育に役立つ県内外の情報提供を目的とし、各校に教員数分を配付しています。学校の状況に応じて、生徒分を増刷し、ホームルーム活動等に利用してください。

死亡者数、前年より増加

～平成十七年の交通事故状況まとめ

県警発表の資料によれば、平成十八年五月末現在、県内高校生の交通事故発生件数は、〇五九件であり、前年の同時期と比べ、一七九件減少している。しかしその一方で、死亡者数は六名となっており、平成十七年中（一月～十二月）の死亡者数が対前年比七名増加したとあわせ、交通事故全体が減る中で、死亡事故の増加が大きな問題になっている。

本年発生した六件の死亡事故を状況別に見てみると、原付・自動二輪車運転中がそれぞれ二件、友人の自動二輪車同乗中が一件、自転車運転中が一件となっている。

原付・自動二輪車での事故は、交差点内で対向車との衝突によるものが多いが、なかには、道路脇の縁石やガードパイプに自ら衝突したのもあった。



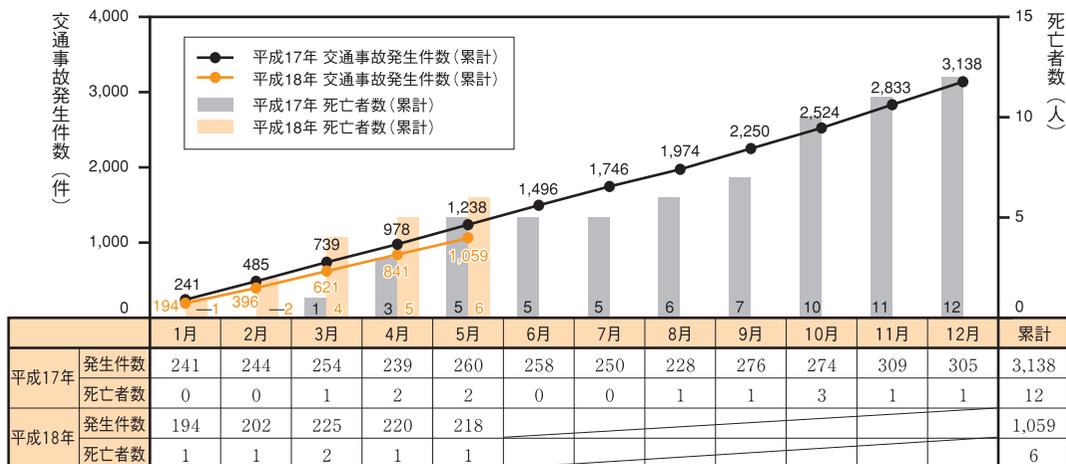
また、入学式当日に新入生が原付無免許で死亡するという事故も起きている。自転車の事故の一件は、横断歩道を横

断中に乗用車にはねられたものである。

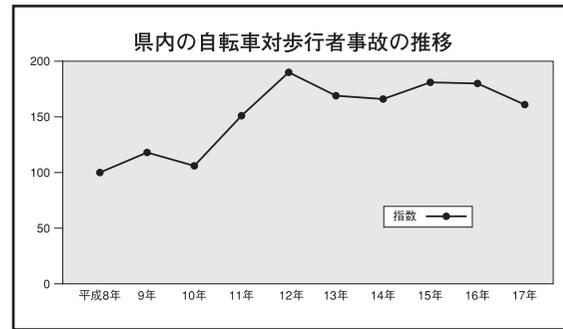
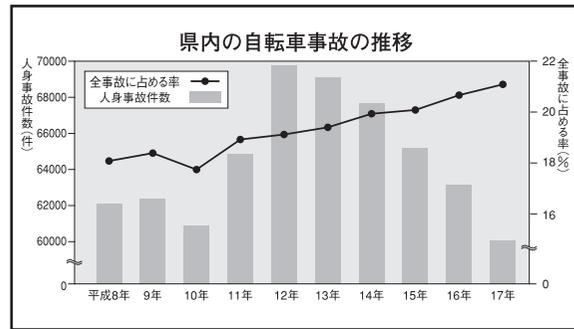
昨年（平成十七年）の死亡者数は、前年比七名増加の延べ十二名を記録した。平成十四年の十七名をピークに二年連続して減少していたものが一転し、本年も増加の傾向を見ている。事故件数が減り続けているなか、死亡事故の増加については深刻な問題となっている。また、相手が死傷するという、自転車による加害事故も多く発生しており、充分な指導の必要性が指摘されている。

各校において、原付・自動二輪車についての指導体制をもう一度見直すとともに、登下校を含めた自転車の安全な利用についても、正確な実態把握と適切な指導が望まれる。

▼県内高校生の交通事故発生件数と死者数の推移（県警調べ）▼



自転車事故の実態 ～危険な行動パターンの見直しを～



* 県内の交通事故は、平成12年をピークに減少傾向にある。ところが、自転車の関係する事故が占める割合は年々増加傾向にあり、昨年は21%で人身交通事故の5件に1件は自転車が関係している事故ということになる。

平成17年 県内高校生の自転車事故 (主なもの)

<p>路線バスから降車</p> <p>自転車通行不可歩道</p>	<p>1月 午後4時頃 晴</p> <p>自転車で歩道走行中、前方のバス停に停止した路線バスを認めたが漫然と進行したため、降車直後の乗客（72歳女性）と衝突。</p>
<p>ブロック塀 (高さ1.5m)</p> <p>カーブミラー・横断歩道無し</p>	<p>2月 午前8時頃 晴</p> <p>自転車で登校中急いでおり、左交差道路の安全確認不十分で左折進行したため、歩行者（54歳男性）と出会い頭に衝突。</p>
<p>自転車通行可歩道</p>	<p>11月 午前7時頃 晴</p> <p>自転車通行可の歩道を走行中、同方向を進行する歩行者に動静不注視で接近したため、右へ進路を変えた歩行者（70歳男性）に即応できず衝突。</p>
<p>歩道</p>	<p>11月 午前9時頃 晴</p> <p>自転車の二人乗りで下り坂の歩道を走行中、バランスを失って車道に飛び出し、対向から走行してきたトラックと衝突。</p>

* 昨年1年間の県内高校生の交通事故は、自転車に関係するものが最も多く、特に、対歩行者の事故が大きな問題となっている。

事例1

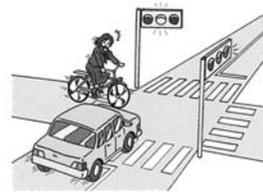
歩道通行中の自転車の事故事例



時間	午前8時頃	場所	駅付近の歩道上
加害者	17歳 高校生A 男	被害者	61歳 主婦B・重傷
事故の概要	地下鉄駅付近の通行者の多い歩道上で、歩行中の主婦Bと、反対方向から歩道上を走行してきた高校生Aが乗車する自転車がすれ違う際に、自転車のハンドルがBのショルダーバッグの肩ひもに引っかかり、Bが転倒し大腿骨骨折の重傷を負った。		
考えられる事故原因	歩行者が多く混雑している状況で、自転車がやっと通れるようなところを自転車に乗ったまま通行したこと。		
賠償金	1,700万円 過失割合 100%(自転車)：0%(歩行者)		

事例2

赤色点滅信号を無視して交差点に進入した自転車の事故事例



時間	午前7時頃	場所	左右の見通しの悪い交差点
加害者	年齢・職業不詳C 男	被害者	17歳 高校生D 女・重傷
事故の概要	高校生Dが自転車で登校中、交差点直前において対面信号の一時停止の赤色点滅を無視して進行したところ、右方向より黄色点滅信号にもかかわらず、減速せずに進入してきたC運転の普通乗用車に衝突され、重傷を負い、意識障害、四肢機能ほぼ麻痺の後遺障害が残った。		
考えられる事故原因	赤色点滅信号は、一時停止して安全確認をしなければいけないのに、それを怠ったこと。		
賠償金	6,900万円 過失割合 60%(車)：40%(自転車)		

事例3

坂道を手放して自転車に乗り、高齢者を死亡させた事故事例



時間	午前7時40分頃	場所	緩やかな坂道
加害者	12歳 中学生E 男	被害者	78歳 女性F・死亡
事故の概要	自転車で登校中の中学生Eは、緩やかな下り坂を手放して運転中、道路左前方を歩行中の高齢女性を発見したが、バランスを崩して適切に回避できず衝突、その高齢女性は死亡した。		
考えられる事故原因	下り坂を手放して自転車に乗車していたこと。		
賠償金	1,300万円 過失割合 90%(自転車)：10%(歩行者)		

* 通学に利用することの多い自転車は、気軽で便利な交通手段であるが、道路交通法においては軽車両であり、車両の仲間である。自転車が加害者となり多額な賠償金が科せられる場合もあるので、自転車利用の際には歩行者最優先の意識を持ち、常に自らの行動パターンの見直しをはかる心がけが必要である。

自転車の違反、

取り締まりが強化される

～各校での安全運転の呼びかけ～

今年の五月二十五日の新聞報道等で、自転車の違反行為に関する記事が取り上げられました。

内容は、自転車の信号無視や二人乗りなどに対し、再三の警告に従わなかった場合、道交法違反で摘発し、交通違反切符（赤切符）を切るというものです。また、自転車には交通反則金の適用がないため、違反した高校生が道交法違反の非行事実で摘発され、家裁に送致されたという報道もありました。

一方、四月に警察庁交通局がまとめた「交通安全対策推進プログラム」によると、重点的取組みとして「悪質自転車対策」自転車と歩行者との事故の減少」が掲げられています。

その項目のひとつに「自転車利用者による交通違反の指導取締りの強化」があり、「自転車利用者による交通違反について、指導警告活動を従来以上に強力に推進する。特に、酒酔い運転、信号無視、一時不停止、無



灯火等の悪質・危険な違反については積極的に検挙するとともに、適正な処分について法務省等関係機関と連携を密にする。」とあります。

神奈川県警察でも「街頭における交通指導取締りの強化」という項目の中で、「自転車利用者による交通違反について、交通安全だけでなく犯罪を防止する観点から、積極的な声掛けを実施します。また、指導警告に従わない悪質性の高い自転車利用者に対して、積極的な取締りを行います。」とのことです。

県内高校生の自転車事故が増えています。自転車は車両に位置づけられ、「くるま社会」の一員として法規を遵守する義務があります。また、自他ともに安全に暮らせるよう、自転車に関するマナーの向上に努めなければなりません。各校でも自転車の安全について、より一層の指導が必要となっています。

交通安全に関する

資料の有効活用を

～「これからの交通安全」が増刷される

平成十六年度に各校四部配付された「これからの交通安全 ワークブック編」が本年度増刷されました。

この本は、交通安全について多面的な学習が可能な内容であり、「総合的な学習の時間」で活用できるように編集されています。



重要な用語「KEY WORDS」を入れていき、内容を確認します。そして、「考えてみよう」で生徒自身が考察します。

第六章「くるまと社会（発展学習）」では、それまでの形式とは異なり、討論や「調べてみよう」をヒントに、各自の課題を見つけて調査、研究に入ることが出来ます。「くるま社会」の利便性を認めつつも、地球環境に配慮し、より豊かで安全な社会を目指すことのできる生徒を育成するための交通安全教育の教材という特徴をもっています。

「これからの交通安全」は各校に十二部、地区の交通安全教育担当者会議で配付されますので、有効な活用をお願いします。

見開きで一つの項目を学習できるようにになっており、「本文」を読みながら、「」内にそのページで

交通安全教育の資料に関する問い合わせ

■ 神奈川県教育委員会教育局保健体育課

TEL 045(210)1111(代表)

■ 神奈川県高等学校交通安全教育研究会

広報委員会 担当/関口

TEL 044(932)1211

(県立生田東高校内)